

扶養の認定申請手続きについて

【認定申請の手順】

家族の扶養認定申請については、認定基準を満たす内容か勤務先の人事へ確認のうえ、申請書類一式を提出してください。

1. 扶養の条件・基準について.....2~6ページ
2. 被扶養者認定Q&A7ページ
3. 認定基準資料(自営業等確定申告をしている方).....8ページ
4. 申請時に必要な書類一覧.....9ページ
5. 扶養家族と認定された以降.....10ページ

個々の扶養状況によっては、記載の必要書類とは別の確認書類を追加で提出いただく場合があります。

【扶養の条件・認定基準について】

●被扶養者とは

被保険者の収入によって生活している家族は健康保険の「被扶養者」として申請することができます。

「被扶養者」として認定されれば健康保険の給付を受けることができますが、家族なら誰でも健康保険の被扶養者として認定されるというのではなく、法律等で決まっている一定の条件を満たす必要があります。

健康保険の扶養家族は、会社の扶養手当の対象や税法上の扶養家族とは基準が異なります。

●被扶養者の認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、**次の全ての条件を満たす必要**があります。

健保組合は次の項目に沿って被扶養者に該当するかどうかを判断します。

●被扶養者の範囲

被扶養者の範囲は法律で決められていて、被保険者と同居でなくてもよい人と、同居であることが条件の人がいます。

<同居でなくてもよい人>

1. 配偶者(内縁を含む)
2. 子(養子を含む)・孫・兄弟姉妹
3. 父母(養父母を含む)等の直系尊属

<同居であることが条件の人>

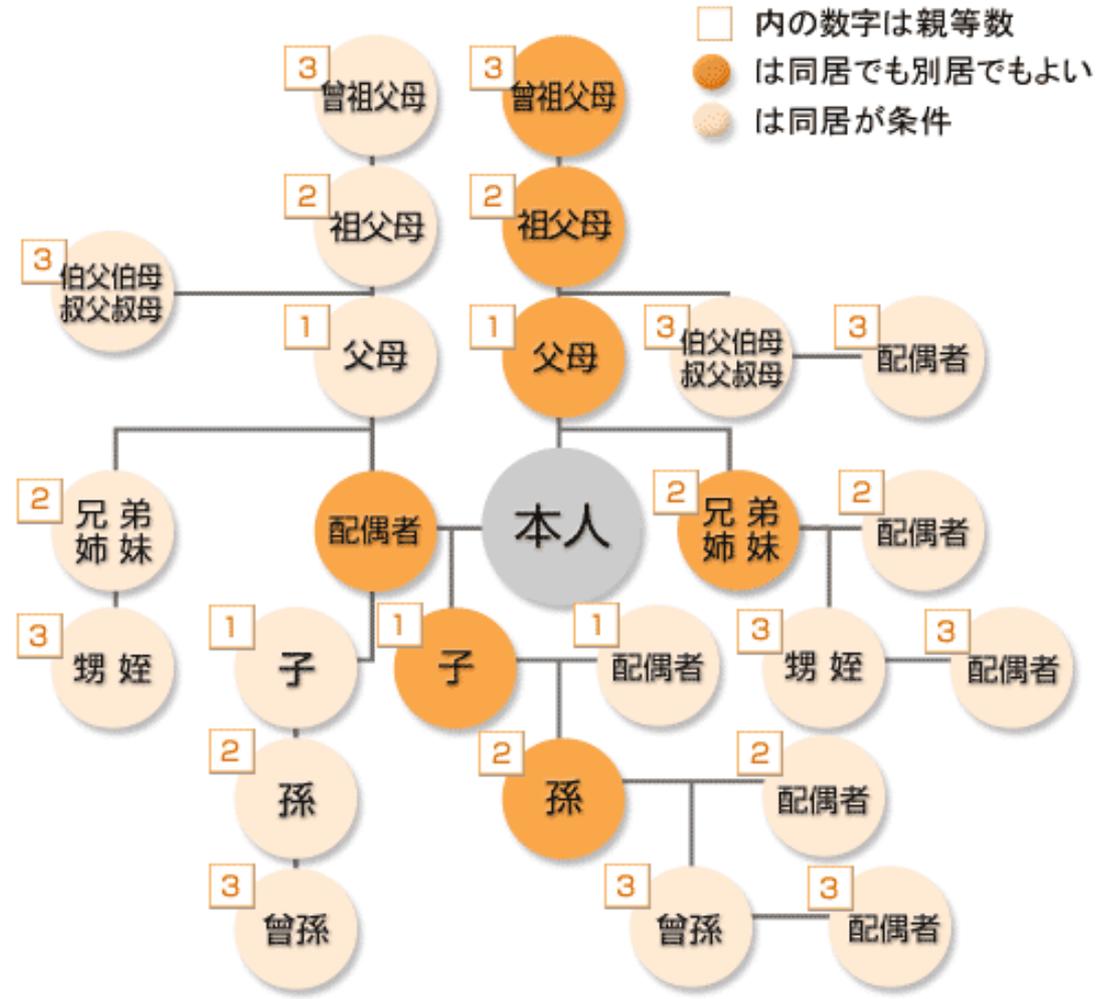
1. 上記以外の三親等内の親族(義父母)
2. 内縁の配偶者の父母、連れ子
3. 内縁の配偶者死亡後のその父母、連れ子

<認定基準(条件)>

3ページを参照

1. 被保険者の三親等内の親族であること(その家族が健康保険法に定める被扶養者の範囲であること)
 2. 被保険者が扶養認定を希望する方(以下その家族)を経済的に主として扶養している事実があること
(=その家族の**生活費を主として負担していること**)
- 5ページを参照
3. その家族の**収入は年間130万円未満、かつ月額108,333円未満**であること
国民年金や障害年金等の各種受給者は**年間180万円未満、かつ月額15万円未満**であること
 4. その家族の年収は被保険者の**年収の1/2未満**であること
 5. 被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること
 6. 後期高齢者に該当していないこと(75歳未満であること)
 7. 別居の場合、**定期的に被扶養者の収入を上回る仕送りを継続していること**
(銀行振込・現金書留等の記録が残る方法で仕送りしていること。手渡しの支援は認められません)

被扶養者として認められる三親等内の親族範囲図



【扶養の条件・認定基準について】

スタート

そのご家族(以後は対象者という)は、次のいずれかに該当しますか？

- ・ 配偶者(内縁関係を含む)
- ・ 子、孫、弟妹兄弟
- ・ 直系尊属(被保険者の父母、祖父母、曾祖父母)

はい いいえ

対象者は、次のいずれかに該当しますか？

- ・ 三親等内の親族
- ・ 内縁の配偶者(死亡後も含む)の父母及び子

対象者と「同居」していますか？

対象者と「同居」していますか？

対象者と「家計」を共にしていますか？

対象者の月平均収入と同額以上の金額を毎月送金していますか？

対象者の年収は、被保険者の年収の1/2未満ですか？

対象者の収入は年間130万円未満かつ、1ヶ月に108,333円未満(国民年金や障害年金等の各種年金受給者は年間180万円未満かつ、1ヶ月に15万円未満)ですか？

対象者は、主として被保険者の収入によって生活していますか？

あなたはご自分の年収等からみて、対象者の生計を継続的に「主として」維持していく扶養能力をお持ちですか？(複数の被扶養者をお持ちになっている場合も含まれます)

対象者には被扶養者資格がありません

対象者には被扶養者資格がありません

対象者には被扶養者資格がある可能性があります

<注意> 被扶養者資格を認定する権限は健保組合にあります。このチャートで「被扶養者資格がある可能性がある」と判定されたご家族の方でも、被保険者がそのご家族の方の生計を実際に「主として」支援しているかどうかや、継続的に扶養する能力がおりかどうかなどを公正かつ厳正に審査し、その事実がないとか、疑わしいと判断できる相当な理由があれば、健保組合は被扶養者資格を否認することになります。

「主として被保険者の収入によって生活している」とは

生活費の半分以上を被保険者の収入により生活している状態のことを言います。

対象者が同居しており収入が範囲内であっても、支援が全くない場合やお小遣い程度の支援である場合は「主として被保険者の収入によって生活している」とは認められません。

左のチャートで、資格がある可能性があると判定された方は、勤務先の人事担当者に9ページにある書類をご提出いただく事で扶養認定の審査を行います。なお、提出いただいた書類から詳細な審査を行いますので、内容によっては認められない場合もあります。

【扶養の条件・認定基準について】

●被扶養者の収入について

1. 収入とは

- (1) 給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与も含む)
- (2) 各種年金収入(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、農業者年金、船員年金、石炭鉱業年金、議員年金、労働者災害補償年金、企業年金、各種の恩給、自社年金、非課税扱いの遺族年金・障害年金、私的年金等)
- (3) 事業収入(農業・漁業・商業・工業・学習塾・音楽教室・家庭教師・司会業・WEB関係等自家営業に基づく収入、また保険の外交等自由業に基づく収入等)
- (4) 不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入等)
- (5) 利子収入(預貯金・有価証券利子等)
- (6) 配当収入(株主配当等)
- (7) 雑収入(原稿料・印税・講演料等)
- (8) 健康保険の傷病手当金・出産手当金や労働保険の労災休業補償等
- (9) 雇用保険の失業等給付
- (10) その他継続性のある収入(例:家賃収入のある不動産・利子収入がある有価証券等の相続や、定期的に支払われる生命保険等)

2. 年間収入算出の方法 ※対象者の収入が、2ページの<認定基準(条件)>を満たしていなければなりません。

1. 直近の収入や雇用契約書の内容から、申請以後1年間の年収見込み額を推測します。

【年収見込み額の推測方法(例)】

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| ・ 給与収入 | = | 直近12ヶ月間の総支給額の合計 勤務が12ヶ月に満たない場合は雇用契約書や支給実態により推測 |
| ・ 各種年金収入 | = | 介護保険料及び税金控除前の支給金額 |
| ・ 事業収入・不動産収入・雑収入 | = | 総収入から必要経費(※税務上認められる必要経費とは異なります)を差し引いたもの |
| ・ 利子・配当収入・その他継続性のある収入 | = | 税金控除前の総収入額 |
| ・ 各種奨学金 | = | 総支給額 |

8ページを参照

2. その家族が勤務する事業主が発行する給与賞与等に関する見込み額の証明書を基に判断します。

【扶養の条件・認定基準について】

3. 仕送り基準額

家族が別居している場合は、認定条件として被保険者が継続的な仕送りでその家族の生活費を主として負担している事実が必要になります。仕送り方法は金融機関からの振込か現金書留のみとし、該当家族へ毎月定期的・継続的に家族の収入よりも多い(かつ下限基準額以上の)金額を仕送りしていることが必要です。

※注意 上記条件を満たしても、健保組合で扶養の事実が確認できないときは認定できない場合があります。

『仕送りに下限基準額』

該当者(人数)に対する仕送りに下限基準額 ※人事院発行「世帯人員別標準生計費」を参考

1人: 6万円/月

2人: 8万円/月

3人: 9万円/月

4人: 12万円/月

【扶養認定のQ & A】

〈Q〉扶養していることを証明できる書類とはどんなものですか？

〈A〉認定申請対象者の1年間の収入が確認できる「所得(課税・非課税)証明書」等の、直近の収入が確認できる公的な書類です。

※中学校卒業以上の全ての方は、「所得(課税・非課税)証明書【収入総額の記載があるもの】」をご提出ください。

8ページを参照

なお、働き始めて1年未満の方は、勤め先から申請以後1年間の収入見込み証明書をご提出ください。

また、年金受給者の場合は各種年金の「改定通知書または決定通知書の写し」を併せてご提出ください。

〈Q〉夫婦が共働きで被保険者である場合、子供の扶養はどちらの被保険者となるのですか？

〈A〉原則は年間収入の多い方の被扶養者となります。

※夫婦の年間収入が同程度の場合は、主として生計を維持する方の扶養となります。

また、一方が共済組合の組合員で、その子供に関し扶養手当等の支給が行われる場合は、年間収入の差に関わらずその組合員の方の扶養とする事もできます。

〈Q〉国民健康保険に入っている父母を被扶養者にできますか？

〈A〉扶養の実態や被扶養者になる人の年収等から、総合的に被扶養者として認定できるかの判断をいたします。

※年金収入等の総所得が基準額を超えている場合や、被保険者の収入の二分の一を超えている場合は認定できません。

※給付内容が良いからという理由で、家族を被扶養者にすることはできません。

被扶養者にするためには、被保険者によって経済的に扶養されていることが条件です。

※被扶養者にできるくわしい基準は認定基準を参照してください。(フローチャートもご確認ください。)

2~6ページを参照

4ページを参照

〈Q〉別居している義父母を被扶養者にすることができますか？

〈A〉別居している義父母は、被扶養者にできません。

※義父母を被扶養者とするには、被保険者によって経済的に扶養されていることと、同居していることが条件になります。

別居していても被扶養者に申請できるのは、【配偶者】【子供】【孫】【実父母】【祖父母】【兄弟姉妹】に限ります。

〈Q〉75歳以上の父母を被扶養者にできますか？

〈A〉75歳以上の高齢者はすべて後期高齢者医療制度に加入します。

※被保険者が、後期高齢者医療制度に該当になった時点で加入している医療保険の被保険者資格を失い、後期高齢者医療制度に加入します。

その為、被扶養者が75歳未満であっても健保組合の加入資格を失うことになり、ほかの医療保険に加入しなければなりません。

※後期高齢者医療制度については、お住まいの地域の後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

【認定基準資料(自営業等確定申告をしている方)】

ビックカメラ健康保険組合がお認めている「直接的必要経費」一覧

【自営業者の収入について】

- 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円未満かつ月額108,333円未満、月額3,611円未満(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円かつ月額15万円未満、月額5,000円未満)、いわゆる税法上の「所得」で判断するものではありません。
 - 健康保険法における自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費(※1)」を差し引いた額」となります。
 - 給与収入者については「総収入」をもって判断することになっており、必要経費は一切認められません。
- ※1 直接的必要経費とは「生産活動に要する原材料等の費用」(お菓子屋さんが購入する小麦粉・卵・乳製品)等

ビックカメラ健康保険組合では上記の直接的必要経費を、確定申告時の「収支内訳書」又は「損益計算書」の各所得別に定めています。(下記一覧表参照)

「収支内訳書」又は「損益計算書」の収入金額からお認めする各「経費」の額を差し引いて収入を計算してください。(※2)

※2 「収支内訳書」又は「損益計算書」の経費欄の項目にない「経費」については「雑費」と同様に扱います。

【認定可否】

| | |
|---|---|
| ○ | 原則として資料の添付は必要ありませんが、必要に応じ裏付けとなる資料の提出をお願いする事があります。 |
| △ | 条件(備考参照)付で直接的必要経費として認めている経費。 |
| × | 原則として直接的必要経費として認めない経費。 |

【一般所得用】

| 科目 | 認定可否 | 備考 |
|--|------|--|
| 売上(仕入)原価 | ○ | |
| 給与賃金 | × | 1.給与を支払った者が、配偶者、3親等内の親族(事実上婚姻関係にある者を含む)の場合は、その金額が経費として認められません。 2.従業員に給料・賃金・雇い入れ費等を支払っている場合は、経費として認められません。(使用人を雇い、給料を経費として払っている場合は経営者であり、健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められない) |
| 研修費・貸倒金・利子割引料 租税公課・支払手数料・衣装 接待交際費・美容代・外注工費 福利厚生費・新聞図書費 会議費・加盟料・広告宣伝費 青色申告特別控除費・教材費 損害保険料・旅費交通費 | × | これらの費用は経費として認められません。 業種により必要不可欠な場合に限り個別に判断します。 |
| 減価償却費 | △ | 原則認められません。但し、同年中に購入したものでその内容を申告する際に裏付けとする書類(※3)を添付してある場合に限り個別に判断します。 該当する場合は「直接的必要経費申告書」を作成し自己申告してください。 |
| 雑費 | △ | ※3 領収書等で「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明記されたもの、レシートは不可 |
| 地代家賃 | △ | 収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、事業用・自宅用が混在しているため、事業用が明確に出来る書類を添付した場合に限り経費として認められます。 貸主が親族の場合は、経費として認められません。 |
| 水道光熱費・通信費・消耗品費 荷造運賃・修繕費・燃料費 | △ | 事業用・自宅用が混在している場合、自宅用は直接的必要経費として認めません。 当健保より用途が混在しているかどうかについて確認させていただく場合がありますので、混在している場合は事業用が明確に出来る書類を添付した場合に経費として認められます。 |

【申請時に必要な書類一覧】

| 健康保険の被扶養者認定に必要な書類 (※マイナンバーの記載していない書類を取得してください) | | 同居でも別居でもよい人 | | | | | | 同居が条件となる人 | | |
|---|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|------------|---------------|-----------|-----------------|---|
| 確認事項 | 提出書類 | 配偶者 | 子 (出生の場合) | 子 (中学生以下) | 子 (左記以外) | 実父母 祖父母 | 兄弟 姉妹 孫 | 義父 義母 | 伯父 伯母 (叔) | |
| 扶養理由及び扶養の実態を確認する | ①健康保険被扶養者(異動)届 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | ②扶養状況調査書 | ◎ | 注1 | 注1 | 注1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 続柄・同居等を確認する | 出生の場合 | — | ◎ | — | — | — | — | — | — | |
| | 同居の場合 | ◎ | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 別居の場合 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 認定不可 | | |
| 収入の状況等を確認する | 収入がある場合 (※自営業・不労所得等含む) | ◎ | — | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 収入がない場合 | ◎ | — | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 退職による場合 | 雇用保険に加入していた人 | ◎ | — | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | 雇用保険に加入していなかった人 | ◎ | — | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 各種年金受給者 | ◎ | — | — | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |

◎ 印は必ず提出してください。

○ 印はいずれかを必ず提出してください。

| | |
|----|---|
| 例1 | 同居の妻について、結婚を機に退職したので扶養したい場合の申請書類 ①、②、④の書類と、⑥または⑦のどちらかの書類、⑧または⑨のどちらかの書類をご用意ください。 |
| 例2 | 子供が生まれたため、扶養したい場合の申請書類 ①、③の書類をご用意ください。(※配偶者を扶養していない場合は②の書類も必要です。扶養していない配偶者が確定申告をしている場合、申告書一式のコピーも必要です。) |
| 例3 | 父に扶養されていた同居の母(年金受給)について、父が亡くなったので扶養したい場合の申請書類 ①、②、④、⑥、⑩の書類をご用意ください。(※遺族年金等がある場合は、受給している全ての年金の通知書の写しが必要です。) |

(注)

| | |
|----|--|
| 注1 | 配偶者を扶養していない方が子供を扶養しようとする場合は、「扶養状況調査書」の提出が必要です。 ※配偶者が確定申告をしている方は申告書一式のコピーもご用意ください。 |
| 注2 | 母子健康手帳は出生届出済証明(ご両親・お子様の名前、市区町村長の証明印があるページ)の写しをご用意ください。 母子健康手帳の写しをご提出いただけない場合は、出生日のわかる公的書類(住民票・戸籍謄(抄)本)をご用意ください。 |
| 注3 | 住民票は、 マイナンバーを表示しない もので、続柄等は全て表示した(省略しない)ものを取得してください。 |
| 注4 | 「生活費の仕送りに関する証明書」とは、定期的に生活費を送金していることが確認できる、銀行の振込通知書や現金書留の控えのコピーです。 |
| 注5 | 自営業や不動産収入等の不労所得がある場合は、確定申告のコピーが必要です。 内訳書・経費明細等全ての資料をご用意ください。 ※マイナンバー部分は判別できないように塗り潰したうえで提出してください。 |
| 注6 | 自営業を辞めて収入が無くなる場合は、「個人事業の廃業届」・「青色申告の取りやめ届出書」・「消費税の事業廃業届出」等の控えのコピーをご用意ください。 |
| 注7 | 年金の改定通知書・決定通知書は、直近のものをご用意ください。 ※年間の総支給額の記載があるもの。(源泉通知は認められません) |

・ 状況により上記の書類以外に証明書等の提出をお願いすることもあります。

・ 1ヶ月以上の遡りの認定は原則としていたしません。

必要書類は、提出日から3ヶ月以内に取得した原本をご用意ください。
・ 3ヶ月を超過した書類や誤った書類を添付いただいた場合は、再度取得していただきます。(書類の取得費用は申請者の負担です)

【扶養家族と認定された以降】

●被扶養者資格の再確認（以下、検認といいます）

ビックカメラ健康保険組合では、厚生労働省の通知に基づき、検認を1年毎に行っております。
検認の際に必要な書類の提出ができないときは資格を取り消されますので、下記書類は提出できるように準備していただく必要があります。

＜検認に必要な書類＞ 「健康保険被扶養者調書」にて提出書類を指定いたします。

1. 中学卒業以上の全ての方・・・収入額の明記された「所得（課税・非課税）証明書」原本（市区町村の窓口で申請・交付されるもの）
2. 自営業の方・・・確定申告の際に提出された書類（内訳書一式を含む全て）のコピー
3. 年度の途中で働き始めた方・・・金額・内容のわかる「雇用契約書」のコピーまたは申請以後1年間の「収入見込み証明」
※交通費等すべての収入を含む
4. 別居の扶養家族・・・1年間の仕送りが確認できる公的資料（銀行の振込票・現金書留送付票（送金日・金額の記載があるもの）
※認定当時は同居であった者が、会社の業務命令で単身赴任となった場合は除く
5. 同居が条件の方（義父母、伯叔父母、甥姪）・・・全世帯員と続柄が表記された「住民票」原本
6. 子供のみを扶養している共働き世帯の方・・・配偶者の給与収入をご申告ください（自営業の方は、申告前の総収入の額を申告してください）
7. 公的年金を受給している方・・・上記に加え、直近の「年金改定通知書」または、「決定通知書」のコピー（自宅へ送付されるハガキサイズのもの）
※個人年金基金・障害年金・遺族年金等全て含む

※自営業、複数の勤務先がある方は確定申告書一式の内容を個別に確認させていただきます。

※公的書類はマイナンバーの記載が無いものをご用意ください。

●虚偽による申請が発覚した場合

被保険者が扶養の実態がない家族を虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合は、被扶養者の資格はさかのぼって取り消され、当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡り、返還しなくてはなりません。

●その他

1. 認定手続の際に、所定の書類が揃っても被扶養者資格の適否について判断がつかない場合は、本基準に定めた以外の追加書類を請求することがあります。
2. 本基準に定めのない要件は、保険者の権限で内容を詳細に調査し、適正かつ公正に審査の上被扶養者資格の適否について決定します。

●被扶養者の削除について

収入超過やその他の理由で被扶養者の資格がなくなった場合は、5日以内に「被扶養者（異動）届」、「被保険者証」及び削除日を確認できる書類を提出してください。削除日は資格喪失の事実・事由が発生した日となります。

ただし、(1)死亡においては死亡日の翌日を削除日とします。(2)被扶養者が就職して保険証が発行された場合は、その資格取得日を削除日とします。

(3)後期高齢者に該当した場合は、その該当日を削除日とします。